#### 法律用語「刑事」と「民事」の成立と展開

言語教育研究科 言語教育学専攻 博士後期課程2年 劉淼

## 要約

「刑事」と「民事」はそれぞれ漢文の『朱子語類・内任』と『書経・太甲』に由来している。「刑事」は執行機関としての「刑部」の文書という意味に使われるが、「民事」は国民に関することを指している。日本語においてこの二語を法的な意味に転用したのは1872年だった。これに関連する複合語も次第に増加していた。この論文は、この二語の新しい概念がどのように生まれ、複合語としてどのように展開されたかを明らかにするものである。また、文法的には、「刑事」と「民事」は日本語の断定文の述語に使われるが、中国語の断定文では述語として使われないという性格を持つため、この二語が中国語においてどのように受容し、展開したかも検討している。

【キーワード】転用語 複合語 対義語 非述語形容詞 『法律語彙初稿』

#### 1. はじめに

「刑事」と「民事」は現在法律の領域における二つの核心的な概念であり、社会秩序の維持、市民の権利保護、司法制度の運営に関わっている。そして、「刑事」と「民事」は、日中両国どちらにおいても社会、日常生活で広く使用される用語で、日中同形同義語でもある。ということから、まず両語の近代的な意味がどのように発展してきたか、日中両国語における意味が同じか、または似ているかを考察すべきである。さらに、周知の通り、「刑事」に関連する複合語には「刑事法、刑事部、刑事事件、刑事裁判、刑事訴訟法」などがあり、「民事」に関連する複合語には「民事法、民事裁判、民事事件、民事原告人、民事訴訟法」などがある。これらの法律用語の複合語がどのように構築されたかを理解することで、言葉の変化の要因やその背後にある文化的な影響を理解することになる。

そのため、本稿では、「刑事」と「民事」について、(1)日本においていつ新しい概念 として成立したか、(2)複合語としてどう展開されていたか、(3)中国においてどう使用 されていたかについて考察していく。

- 2. 日本における「刑事」と「民事」の成立
- 2.1 辞書記述からみる「刑事」と「民事」

小学館が発行する『日本国語大辞典 第2版』(以下『日国』と略す)によると、「刑事」は二つの意味がある。

- ①刑罰法規の適用に関すること。◆民事。
- ②私服で犯罪の捜査や犯人の逮捕などにあたる刑事係巡査の通称。一般には刑事係巡 査部長を含めての通称として用いる場合が多い。デカ。刑事係。刑事巡査。

本稿では②の意味は問題として扱わない。その①の意味の用例を見ると、すべて 20 世紀 以降のものであることが分かる。そして、初出例として下記の例を挙げている。

良人の自白 [1904~06] 〈木下尚江〉前・八・二「刑事だの、民事だの人事だのと分類して云ひますが」

この例において、「刑事」と「民事」がすでに並用している。

「刑事」は漢語として使われているのに日中のどの辞書においてもその漢籍における初出例を挙げていない。例えば、『辞源』(2015)¹を調べてみると、「刑事」は収録されずに、「民事」だけが収録されている。しかし、「刑事」は日本でより早く収録されているため、「刑事」という語が日本で成立したことがわかる。また、『漢語大詞典』(1986)²を見ていくと、「刑事」について、『清史稿・刑法志三』の「刑事統帰刑部」という用例が確認できた。『清史稿』は、中国の辛亥革命による中華民国成立後に編纂した紀伝体歴史書である。初稿は1920年に完成したが、編集作業は一時中断され、1926年から修正が再開され、翌1927年にほぼ脱稿した。そのため、『清史稿・刑法志三』は20世紀以後の作品であることが分かる。「民事」に関して「民事糾紛」と「民事訴訟法」という用例が確認できたが、これらの用例には年代が記載されていなかった。さらに、『現代漢語詞典第7版』³によれば、「刑事」とは「属性詞。有関刑法的(日本語訳:属性を表す言葉。刑法に関するものである)」という意味が確認される。一方、「民事」とは「属性詞。有关民法的(日本語訳:属性を表す言葉。民法に関するものである)」という意味であった。

筆者の調査では、「刑事」という言葉は、早くも 1270 年の『朱子語類』に出ている  $^{4}$ 。 謂 $_{2}$ 如 $^{\land}$ 三刑事 $^{\prime}$  $_{-}$ ,便 $_{5}$ 去 $^{\prime}$  $_{-}$ 限 $^{\circ}$ 三那 $_{7}$ 刑 $^{-}$ 部 $_{7}$ 之 $^{-}$ 2 $^{-}$ 3 $^{\circ}$ 6.

図1によれば、「刑事」は加点「一、二」によって語として見られていることがわかった。つまり、「いわく刑事のごとくはあの刑部の文字に関すること」である。早稲田大学

所蔵の『朱子語類』は、江戸時代の学者である鵜飼真祐によって 1791年に訓点が施されたものである。「刑事」はここで一語として読まれている。明治の漢語辞典『必携熟字集 上』(村上快誠、1879)5には、一語として「刑事 シヲキスヂノコト」と記載されている。

- 一方、『日国』によれば、「民事」にも二つの意味がある。
  - ①人民に関すること。庶民の生産に関すること。
  - ②私法上の法律関係に関する事項、またはこれらから生ずる現象。 +刑事。
- ①の意味の出典は下記の中国古典に由来する。

書経 - 太甲「無レ軽二民事一、惟難」

本稿では、①の意味を問題として扱わない。②の意味を問題として扱 う。『日国』では、「民事」という語の初出例は、

改正増補和英語林集成〔1886〕「Minji ミンジ 民事」 と挙げているだけで、同辞書を確認すると、「民事」の英語の対訳と して「civil cases; affairs of the people」を挙げている。つまり、 「民事」は漢籍『書経』から由来したものの、19世紀には日本の『改 正増補和英語林集成』で新しい概念として使用されていた。その意味 において、「刑事」も「民事」も中国古典に由来し、近代概念を表す ために、転用している。本稿はこの二つの「転用語」の成立のプロセ スを見ていきたい。



図1 『朱子語類』巻第一百七「朱 子四内任」、早稲田大学図書館

# 2.2「刑事」と「民事」の法律用語としての転用

「刑事」という語について、近代の用例を確認するために、筆者はさらに『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』(2007)を調べ、諸点を確認した。

# 【刑事】

- ①「スヘテ刑事告訴ノ手続キハ、先ツ此ニテ下吟味ヲナシテ、而後ニ裁判所ニ送付ス、」(久米邦武・『米欧回覧実記』二十九 漫識特府ノ記 下 明治五年(一八七三)九月六日)
- ②「白洲及び聴訟、民事、刑事等の所を御通覧ありて、元の玉坐に帰らせ玉ふ、」 (『東京日日新聞』明治九年(一八七六)七月十三日)
- ③「今茲ニ述べシ償還ハ民事ニ属シ刑事ニ非ズト雖モ、」(ボワソナード・『法律大意講義』第一号加大邦憲筆記 明治一三年(一八八〇)三月三十一日)

④「第百四十条 聯邦立法議員ハ……刑事ノ為ニ拿捕セラレ糺治セラル、コト無シ」 (明治十四年(一八八一)『日本国国憲案』六・三)

意味 殺人や強盗など、刑法にふれる事件。また、刑罰に関することがら。(◆民事) この辞典を見ると、「刑事」という語は明治初期に使用されており、用例はすべて刑罰法 規の適用に関することである。用例①の久米邦武の『米欧回覧実記』。にある「漫識特府ノ記」とは「イギリスのマンチェスター」での見聞録であり、刑事告発の手続きを説明している。用例②の「民事、刑事」は「民部、刑部」を指している。後者は漢籍の用法を踏襲しているのがわかる そして、用例②と用例③ではすでに「民事」「刑事」は並列に使われている。そのため、両概念が常にペアとして挙げられるようになったと考えられる。用例④の『日本国国憲案』は、明治時代初期に日本が憲法案の制定を検討したもので、国家組織、政府権力、および基本的な権利に関する規定を提出し、最終的に 1889 年に明治憲法として制定された。

一方、「民事」という語は、その「①人民に関すること」という意味は『書経』に由来し、中国語にも日本語にも使われている。『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』 (2007)においても、用例①から③はすべて国民に関する意味である。用例④⑤になってようやく法律関係の意味となる。

この辞書によれば、「刑事」は 1873 年に初出し、「民事」は 1876 年に初出したが、いずれも『日国』の初出例よりも年代が早い。しかし、本論文の調査では、日本語における法律用語としての「刑事」と「民事」の最初の出典は、どちらも 1872 年に文部省が出版した Bluntschli Johann Kasper 著の『国法汎論 巻之一~巻之四』に由来する。

(1) 并ニ司法権ニ至リテモ<u>民事刑事</u>ニ論ナク総テ凡俗法院ノ審判ヲ受クルヲ肯セサリキ (『国法汎論 巻之一〜巻之四』巻之二、69 頁)

著者のBluntschli は、司法権についての理解と、「刑事」と「民事」の分野における法 廷審判の重要性を強調した。この書は、明治政府が法律用語を整備し、法的体系を構築す る際に大きな参考となり、特に、日本の法律用語の発展に影響を与え、「刑事」と「民 事」の成立を考える上で重要であった。したがって、近代になって、日本において「刑 事」と「民事」が西洋の影響を受け、法律用語として導入されたことがわかった。

その後、1874年に箕作麟祥の訳書『仏蘭西法律書・治罪法 2』も文部省により出版された。語学の才能を評価された箕作麟祥は、1869年に政府からフランスの刑法の翻訳を依頼された。その後、民法、商法、訴訟法、治罪法なども翻訳し、これらの翻訳版は『仏蘭西法律書』という題名で発行された。これは日本において初めて近代的な法典を紹介し、多くの法律用語を普及させる役割を果たした。この書には、「刑事」について、

(2) 負訴訟ノ者ハ其相手方ノ裁判費用ヲ償ヒ又刑事ノ原告人即檢察官ノ費用ヲ償フ可シ (『仏蘭西法律書・治罪法 2』第二篇第一巻、11 頁)

とある。「刑事」はうしろの「原告人」を修飾する連体修飾語として使用された。「民事」については、

- (3) 検察官ト民事ノ原告人トハ各自己ニ管シタル事ニ付キ裁判言渡ノ如ク執行フノ手 續ヲ為ス可シー (『仏蘭西法律書・治罪法 2』第二篇第一巻、11-12 頁) とある。「民事」もうしろの「原告人」を修飾する連体修飾語として使用された。この時 点では名詞として独立して使用している。「刑事ノ原告人」と「民事ノ原告人」には 「ノ」をはさんでいるものの、後の「刑事原告人、民事原告人」という複合語の概念の産 出につながる。翌年の1875年には何礼之による孟徳斯鳩(モニテスキュ)の訳書『萬法 精理』「においても、「刑事」と「民事」の使用が確認された。「刑事」について、
  - (4) 夫レ<u>刑事</u>ノ裁判ニ於テ履行スヘキ至確至當ノ規則ヲ識得スルト否ラサルトハ大ニ 人類ノ利害休戚ニ相關スルモノニシテ天下ノ制度之ヨリ重且大ナルハ無カルヘシ (『萬法精理 卷十二』、4頁)

とある。「刑事」は後の「裁判」を修飾する連体修飾語として使用された。「刑事ノ裁判」も前述のように、「刑事裁判」という複合語の概念の産出につながる。「民事」について、

(5) 政事上ノ奴隷制アルニ依テ頗ル<u>民事</u>上ノ自由權ヲ侵蝕サルキヲ以テナリ (『萬法精理 卷十五』、9頁)

とある。『萬法精理』は明治8年から9年にかけて刊行され、和装本で全18冊から成り立っている。この書は当時広く読まれ、自由民権運動にも重要な影響を与えた。

明治5年から8年にかけて、「刑事」と「民事」はすでに上記の(1)から(5)に示されたように近代的概念と結びつき、確立されていた。

この二語は 1883 年に司法省の『法律語彙初稿』にも用いられた。この書は日本の法律辞書の先駆けとなる存在であり、日本の法律用語の標準化と規範化に重要な貢献をしたものである。その編纂の背景には、明治時代の法制整備や西洋の法律体系の導入などがあり、新しい法律概念や用語の需要が生まれ、それに応じた法律用語の整理と統一が求められた。この辞書の登場に伴い、「刑事」と「民事」の使用が著しく増加した。両語について、以下のフランス語による対訳が見られる。

Débats criminels 刑事予辯論

Droit criminel 刑法

fins civiles 民事予訴訟

Partie civile 民事马原告人

Réparation civile 民事 予賠償

Responsabilité civile 民事乃責任

Sociétés civiles 民事马会社

Droit ciuil 民法

これは民法関係の辞書であるゆえ、「民事」に関する対訳も多い。そして「予(の)」をはさんでいるものの、後の四字複合語「刑事辯論、民事訴訟、民事原告人、民事責任、民事会社」など多くの関連概念の産出につながる。ここで、「Droit criminel、Droit

ciuil」を「刑法、民法」と対訳している。これらの外国語の対訳は、当時の日本の法律 体系と外国の法律体系との概念同定を反映し、外国の法律概念を導入する際に必要不可欠 なプロセスである。

前述の「Débats criminels 刑事了辯論」と「fins civiles 民事了訴訟」という二つの概念に基づいて、当時一般的な対訳辞書に収録されているかを調べてみると、明治時代の英和辞書における「criminal」と「civil」との対訳の結果は表1に示す通りである。

表1 英和辞書における「Criminal」と「Civil」の訳語

	西暦	書名(編著者)	「Criminal」の訳語	「Civil」の訳語
1	1873	『附音挿図英和字彙』 (柴田昌吉)	Criminal 有罪ノ、罪戾ノ、 罪人、重犯 ; Criminal law 刑法、刑律	Civil 民ノ、有禮ノ、鄭重ナ ル、民政ノ、國內ノ; Civil law 民法、民律
2	1882	『英和字彙 増補訂正 改訂 2 版』(柴田昌 吉・子安峻)	Criminal 有罪ノ、犯罪ノ、 罪人、重犯、罪犯、兇犯 賊; Criminal law刑法、刑 律	Civil 民ノ、有禮ノ、鄭重ナ ル、民政; Civil law 民法、人法、民律
3	1885	『英和双解字典』(ピ ー・エー・ナッタル 著,棚橋一郎訳)	Criminal 罪人、重犯、罪 犯、兇犯賊、罪アル、過ア ル、犯罪ノ	Civil 政事ノ、開化ノ、信切 ノ、正シキ、民ノ、有禮ノ、 民政ノ、国内ノ
4	1888	『和訳字彙:ウェブス ター氏新刊大辞書』 (イーストレーキ,棚 橋一郎訳)	Criminal 有罪ノ、罪戾ノ、 罪人、重犯; Criminal law 刑法; Criminal case 犯案、 刑事; Criminal judge 刑事 掛ノ判事; Criminal court 刑事裁判所; Criminal Conversation 姦通、姦淫; Criminal action or suit 刑事訴訟; Code of criminal procedure 治罪法	Civil 民ノ、有禮ノ、鄭重ナル、民政ノ、國內ノ、開化シタル、教化シタル; Civil law 民法
5	1897	『英和字典』(中沢澄 男)	Criminal law刑法; Law of criminal procedure刑事訴 訟法	Civil law 羅馬ノ古慣例法; 民法
6	1902	『新訳英和詞典』(神 田乃武)	Criminal 罪ノ、刑罪ノ、罪 アル、罪ヲ犯セル、罪タル 可キ; Criminal law 刑法	Civil 有禮ノ、鄭重ナル、市 民ノ、民ノ、民事ノ; Civil aotion 民事訴訟; Civil law 民法

1番から3番までの『附音挿図英和字彙』、『英和字彙 増補訂正改訂2版』および『英和 双解字典』は、いずれも英華字典の影響を受けており、「刑事、民事」に関する

「Criminal」および「Civil」の対訳が見当たらないが、1番目の『附音挿図英和字彙』には、「Criminal law 刑法」および「civil law 民法」の対訳が確認され、それ以降広く使用され続けた。4番の『和訳字彙:ウェブスター氏新刊大辞書』(1888年)には、

「Criminal case 刑事」「Criminal action or suit 刑事訴訟」の対訳が見られた。この辞書には「民事」に関連する「Civil」の対訳が存在しなかったが、「Common pleas 民事裁判所」という表現が確認された。この辞書は、アメリカの言語学者であるノア・ウェブスターが編纂した英語の辞書である Webster's Dictionary (1864)をもとに、英語から日本語への翻訳をサポートするために編集されたものである。5番の『英和字典』 (1897)には、「Law of criminal procedure 刑事訴訟法」が確認された。20世紀に入ってからの6番の『新訳英和詞典』 (1902) には、「Criminal」による「刑事」の対訳が見当たらないが、「crown side (英法)刑事部」という表現が確認された。「民事」に関連する用語として、「Civil 民事ノ」「Civil aotion 民事訴訟」が含まれている。

したがって、両語は明治20年代以後、外来概念の対訳語として確立されていた。

# 3. 「刑事」と「民事」の複合語による展開

### 3.1「刑事」と「民事」の使用ピーク

19世紀末、明治期の法律において、憲法、民法、刑法など、さまざまな分野で大規模な改革が行われていた。1889年に、明治政府は大日本帝国憲法を制定し、国家政権を中央集権化させ、君主立憲制を導入した。これによって天皇に政治的な権限が付与された。この憲法の制定は現代の日本の法制度の基盤となった。フランスの民法典を参考にした民法は1896年に公布され、結婚、家族、財産、契約などの法的規定が含まれている。一方、刑法は1907年に公布され、フランスの刑法典を参考にして犯罪の定義と刑罰を規定し、現代の刑事司法制度を構築した。これらの変革は近代法律用語の発展を促し、それを背景に「刑事」と「民事」の複合語の展開が見られた。

「刑事」と「民事」の近代以後の出現頻度を国立国会図書館のNDL®で調べ、図2に示す。むろん、この結果には、「刑事」と「民事」の複合語もそれぞれ含まれている。

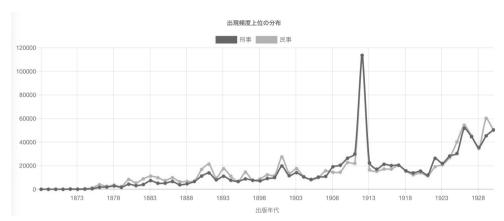


図2 「刑事」と「民事」の出現頻度

これによると、「刑事」と「民事」について、1881 年から 1883 年まで、1887 年から 1891 年まで、1898 年から 1901 年まで、および 1905 年から 1912 年まで、四つの段階での急上昇が確認された。1912 年の使用例の急増は、最も多いことに注目すべきである。

1883年の急増に『治罪法』『仏国治罪法講義』と『仏国訴訟法講義』が貢献していた。たとえば、総数 18575 のうち、これらの書物は 688 例で、3.7%を占めている。フランスの法学者ボアソナードが行なった講義の記録である『仏国訴訟法講義』(名村泰蔵口訳)の1883年の記述には、「刑事」について、

(6) 但シ<u>刑事</u>ノ裁判ノ費用ト罸金ヲ拂ハサルコニ付テハ尚ホ禁錮アリ (『仏国訴訟法 講義』、22 頁)

とある。「民事」について、

(7) <u>民事</u>ノ事ニ付テハ禁錮ヲ爲シテ償等ヲ拂ハシムルヿハ廢シタリ (『仏国訴訟法講義』、183 頁)

とある。名村泰蔵は 1872 年に司法省七等出仕し、その後岩倉使節団に随行して司法理事官の役職に就きた。この際、彼はボアソナードを法律顧問として採用した<sup>9</sup>。『仏国訴訟法講義』にあっては箕作麟祥の訳した『佛蘭西法律書訴訟法』を参照していたことがほぼ確実である。1883 年に「刑事」と「民事」の使用が初めて広まった。

同じように、1891年には35244例あり、樋山広業が編纂した『日本帝国六法大全』、井上正一の著作である『刑事訴訟法義解上・下全』と『刑事訴訟法義解 再版』など、これらの出版物は、1891年の全体の4.1%を占めていて、「刑事」と「民事」という用語の広まりに一層寄与した。

1901年には、文錦堂が出版した『刑事訴訟法』、岡田朝太郎の執筆した『刑事訴訟法講義案』、そして大日本新法典講習会が編纂した『新法律字典』の登場により、「刑事」と「民事」の使用がもう一つの高潮が迎えられた。全体使用例の 0.5%を占めているからである。

最後に、1912年では、自治館の『帝国法典』、鍾美堂編輯部の『現行日本六法』、清水書店の『裁判所構成法』、梶康郎の『刑法精理』と小野村幸二訳の『墺地利民事訴訟法』などが登場し、板倉松太郎による著書『民事訴訟法(日本大学法律科第3学年講義録)』、中央大学出版の『大審院刑事判決録』、各県が各年に発行する統計書、東京大学大学院法学政治学研究科が編集する『法学協会雑誌 = Journal of the Jurisprudence Association 30(7)雑誌』、そして法律日日社による『法律日日』の刊行により、表2にまとめてみると、1912年には「刑事」と「民事」という表現が最も頻繁に使用された。「刑事」と「民事」を国立国会図書館のNDLで調査し、その使用状況を表2に示す。

表 2	「刑事」	٦	「民事」	の出現頻度

	刑事			民事		
	単独使用 (語)	「刑事」を 含む複合語 (語)	複合語の比率	単独使用 (語)	「民事」を 含む複合語 (語)	複合語の比率
1883 年	4603	2797	38%	6220	4955	44%
1901年	11087	8682	44%	13965	13483	50%
1907年	5661	5271	48%	4955	10693	68%
1912年	35115	78497	69%	45813	65527	59%

このように、「刑事」と「民事」という用語は、ほぼペアとして使用されていることが明らかになった。上記表2の複合語の比率を見れば、1883年から徐々に比率を上げていて、単独使用の割合が減少することがわかる。

#### 3.2「刑事」の複合語としての展開

「刑事」と「民事」は独立した語として、使われていたが、徐々に他の語と複合して使える用法が増えてきて、前節の『法律語彙初稿』に見られた「刑事辯論、刑事裁判所、刑事訴訟、民事訴訟、民事原告人、民事責任、民事会社、民事裁判所」などの複合語の展開過程を考察したい。

周知のように、法学分野全般およびその周辺領域に関する総合的な辞典は、法律の文言や法学に関連する語彙だけでなく、経済学や政治学の用語も収録する。渡部万蔵著『法律大辞典』(1907)<sup>10</sup>はこのカテゴリに該当し、多くの見出し語を含むと同時に、経済と政治に関連する用語も幅広く収録している。そのため、この『法律大辞典』に立項されている「刑事」について三字以上の複合語を抽出し、全部で18語ある。

刑事法、刑事部、刑事事件、刑事裁判、刑事制裁、刑事訴訟、刑事訴追、刑事裁判権、刑事裁判所、刑事職権法、刑事訴訟法、刑事手続法、刑事被告人、刑事律例法、刑事裁判費用、刑事訴訟事件、刑事訴訟手続、刑事訴訟費用規則

『法律語彙初稿』にある「刑事裁判所」と「刑事訴訟」は、『法律大辞典』にも掲載されているから、より早く登場したことがわかる。NDLの1907年分を調べると、最も頻繁に使用されている複合語を取り上げ、その展開を詳しく検討するために、各複合語の比率を調査し、図3に示した。

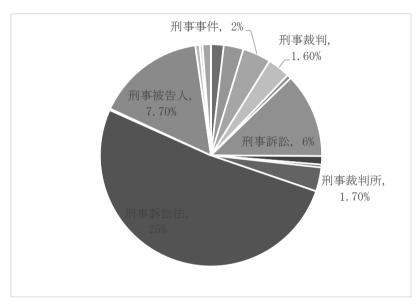


図3 NDL(1907)における複合語の比率

この結果から、「刑事訴訟法」が NDL(1907)の複合語の中で 25%を占め、最も頻繁に使用されていることが明らかになった。「刑事被告人」が 7.7%、「刑事訴訟」が 6%、「刑事事件」が 2%、「刑事裁判所」が 1.7%、「刑事裁判」が 1.6%であり、その他が 4%を占めている。そのため、「刑事訴訟法」の展開について考察したい。

国立国会図書館のNDLによれば、近代に入ってから1920年代までの初めての上昇期で、「刑事訴訟法」が使用されたピークは1891年であり、3055例ある。1891年に日進堂が刊行した『刑事訴訟法』と岡島幸次郎が編集した『日本刑事訴訟法』などが登場した。それに加えて、磯部四郎が執筆した『刑事訴訟法講義 上』『刑事訴訟法講義 下』と井上正一が執筆した『刑事訴訟法義解 上・下 全』『刑事訴訟法義解 再版』などが出版された。その中で、『刑事訴訟法義解 再版』について、『法治協会雑誌(1)』(1891)には、「本書ハ当今法学社会ノ泰斗ト仰カレ文門ノ翹楚トシテソノ名聲江湖ニ嘖々タル井上正一先生ノ著ニ成リ義解精確立論卓抜加フルニ簡明雄健ノ快筆ヲ以テス世ノ法律ニ志ス諸君ノ

必ス坐右ニに缺ク可ラサル珍書ナリ」と評価されている。これらをはじめ、「刑事訴訟法」という表現は当時頻繁に使われていた。その後、「刑事訴訟法」は1907年から1912年にかけて特に顕著な上昇段階を迎えた。この期間において、「刑事訴訟法」が使用されたピークは1912年であり、53100例ある。二番目の「刑事被告人」は4558例ある。「刑事訴訟法」が「刑事被告人」より48542例多くなる。

また、『法律大辞典』(1907)には「刑法」も掲載されている。先述の通り、『附音挿図 英和字彙』(1873)には、「刑法」がすでに「Criminal law」の対訳として記載されている。筆者は「刑事訴訟法」は「刑事」、「刑法」との関連性に興味がある。国立国会図書館のNDLによれば、「刑法」が初めて使用されたのは1868年頃であり、「刑事訴訟法」は1876年頃に初めて使用されたことがわかった。「刑法」が使用された最初のピークは1877年である。「刑法」の使用頻度は「刑事訴訟法」の使用頻度をはるかに上回っている。さらに、「刑事」はずっと単独で使用されていることがわかった。むろんそれは『日国』①番の意味が働いているのかもしれない。『警察練習書 上巻』(1932)には、「刑事訴訟法」と「刑法」の関係について以下のように記述されている。

(8)刑事訴訟は<u>刑法</u>の運用実現に関する手続に外ならずされば此の手続に関する法規 即ち<u>刑事訴訟法</u>と刑法とは唇歯輔車の関係に在り即ち両者相待ちて始めて国家の科刑 権を実現するものなり刑法と刑事実体といひ刑事訴訟法を刑事手続法と称する所以爰 に存す。(『警察練習書 上巻』緒論、2頁)

「刑事訴訟法」と「刑法」は唇歯輔車の関係に在り、両者の連携が国家の刑事司法権の実現に不可欠であり、正義と合法性を保証する役割を果たしている。これは法学領域における重要な関係性であると考えられる。よって、「刑事訴訟法」は「刑法」の運用に関わる手続き法であり、「刑法」の具体的な解釈の一つである。

#### 3.3 「民事」の複合語としての展開

「民事」についての三字以上の複音節語を『法律大辞典』(1907)から抽出したところ、 全部で14語あった。

民事裁判、民事事件、民事訴訟、民事原告人、民事裁判所、民事訴訟法、民事担当 人、民事訴訟手続、民事訴訟手続法、民事訴訟費用法、民事訴訟費用規則、民事訴訟 用印紙法、民事訴訟法施行條例、民事訴訟用印紙規則

『法律語彙初稿』にある「民事訴訟」、「民事原告人」と「民事裁判所」は、『法律大辞典』(1907)にも掲載されている。そして、筆者は 1883 年、1901 年、1907 年及び 1912 年の「民事」を国立国会図書館の NDL で調査し、その使用状況を前 3.1 の表 2 に示している。それによると、複合語の概念が細分化されたことにより、「民事」を含む複合語の割合が増加し、「民事」の単独使用の割合が減少することがわかった。

NDL の 1907 年分を調べると、最も頻繁に使用されている複合語を取り上げ、その展開を詳しく検討するために、各複合語の比率を調査し、図 4 に示した。

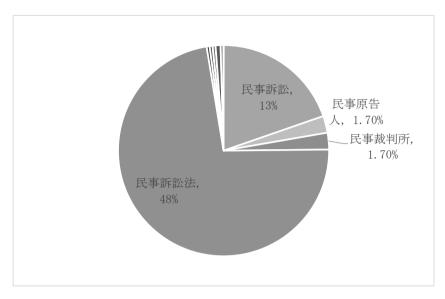


図 4 NDL(1907)における複合語の比率

この結果から、「民事訴訟法」が NDL (1907) の複合語の中で 48%を占め、最も頻繁に使用されていることが明らかになった。「民事訴訟」が 13%、「民事原告」が 1.7%、「民事裁判所」が 1.7%であり、その他が 3.6%を占めている。そのため、「民事訴訟法」の展開について考察したい。

国立国会図書館のNDLによれば、近代に入ってから「民事訴訟法」が使用されたピークが「刑事訴訟法」と同じ1891年である。その用例数は6108例である。1891年に宝文館が刊行した『民事訴訟法』と、樋山広業編の『日本帝国六法大全』、宮川大寿編の『官民必携帝国法典』などが登場した。それに加えて、今村信行が編集した『民事訴訟法解疑』と本多康直の著作『民事訴訟法註解 自第四冊至第六冊』などは1891年に出版された。今村信行と本多康直は特に民事訴訟法に関連する業績で知られている。彼らの資料をはじめ、「民事訴訟法」という表現は当時頻繁に使われていた。その後、「民事訴訟法」は1908年から1912年にかけて特に顕著な上昇を迎えた。ピークの1912年では、48754例ある。二番目の「民事訴訟」は6634例ある。「民事訴訟法」が「民事訴訟」より圧倒的に多い。

また、『法律大辞典』(1907)には「民法」も掲載されている。先述の通り、『附音挿図 英和字彙』(1873)には、「民法」がすでに「Civil law」の対訳として記載されている。 筆者は「民事訴訟法」は「民事」、「民法」との関連性に興味がある。国立国会図書館の NDLによれば、「民法」が初めて使用されたのは 1868 年頃であり、「民事訴訟法」は 1876 年頃に初めて使用されたことがわかった。「民法」が使用されたピークは 1882 年で ある。その使用頻度は「民事訴訟法」をはるかに上回っている。さらに、「民事」もずっと単独で使用されていることがわかった。勝本(1936)<sup>11</sup>には、「民事訴訟法」と「民法」に関連する記述は以下の通りである。

(9) <u>民法</u>に於ては直接強制を、<u>民事訴訟法</u>に於ては間接強制を意味すると為す説。此 説は加藤氏其他に依って主張せらる所であるが、民事訴訟法と民法とが同一文字を別個 の意味に使用したるものと為すは、他に解訳の途なき己むを得ざる場合の外、賛成し得 ない。 (『債権総論 中巻之2』、89頁)

これは「強制履行の意義に関する各種の見解及び批判」についての論述である。このことから、「民事訴訟法」と「民法」の関係性は明確ではないとされている。

#### 4. 中国における「刑事」と「民事」の展開

19世紀末から20世紀初めにかけて、中国は政治と社会の大きな変革を経験した。法律体系を含む多くの変化もあった。この時期、多くの中国の留学生が日本に留学し、特に法律の分野で教育を受けた。中国は日本の現代法律体系の影響を受けていた。

20世紀の中国は一連の法律改革を行い、西洋諸国の法体系と法原則を参考にし、現代社会のニーズに対応しようとした。中国の一部の改革者や知識人は、日本の法制度を潜在的な参考モデルと見なした。そのため、中国における法律用語の発展は西洋と日本の両方からの影響を受けたと言えよう。

#### 4.1日本からの翻訳書による「刑事」と「民事」の取り入れ

譚汝謙(1981)<sup>12</sup>では、「社会科学類訳書明細表」における「法律」の項目がある。その翻訳書の数は、主に 1896 年から 1911 年と 1912 年から 1937 年に集中している。具体的には、1896 年から 1911 年までの法律関連の翻訳書は合計 98 冊で、最も多かった。1912 年から 1937 年までの間、合計 52 冊の法律関連の翻訳書がある。辛亥革命により清朝の支配が終了し、中華民国が成立した。この政治的変革により、法律体系への大規模な調整と改革が必要とされた。中国政府と学界は国内外の挑戦に対応するために現代法律知識を必要としていた。

そして、田雁(2015)の『漢訳日文図書総書目』<sup>13</sup>によれば、「刑事」と「刑法」に関する部数と「民事」と「民法」に関連する部数は以下の表3に示す通りである。

#### 表 3 『漢訳日文図書総書目』の書籍

年代	「刑事」と「刑法」	「民事」と「民法」
1903-1913	18	20
1925-1944	7	5
合計	25	25

これにより、中国では「刑事」および「刑法」が1905年以後の翻訳書で使用されており、「民事」および「民法」が1903年から翻訳書で使用されていたことが分かる。「刑事」および「刑法」に関する書籍は、主に岡田朝太郎の著書を中心にしている。たとえば、

『刑法総論』 [日] 岡田朝太郎著 李維鉒 編訳 天津 丙午社 1905 年 『漢文刑法総則講義案』 [日] 岡田朝太郎撰 東京 有翡閣書房 1906 年 『刑事訴訟法』 [日] 岡田朝太郎講義 熊元翰等編訳 北京安徽法学社 1911 年 などがある。 『漢文刑法総則講義案』 (1906) における用例をみると、

- (10) 政治犯者例不以<u>刑事</u>之審問處罰故引渡之於外國國事犯乃政治犯之一耳 (『漢文 刑法総則講義案』第二編、35頁)
- (11)欲冀刑法實際之運用更宜定職制及辨法之規則此<u>刑事裁判所構成法及刑事訴訟法</u>之所由設也 (『漢文刑法総則講義案』緒論、2頁) のように、用例(10)は「刑事」の単独使用である。政治犯は通常、刑事的な尋問なしに外国に引き渡されることがわかった。用例(11)は「刑事」を含む複合語が使われている。「刑法」について下記の例が見られる。
  - (12)犯罪者國法上科刑之不法行爲也質言之即列擧於<u>刑法</u>有責不法之動作也 (『漢文 刑法総則講義案』第一編、4 頁)
  - (13)因背乎刑法以外法令所生義務之不作為即成刑法上之罪此事一見以為甚奇其實背他 法令之義務時同時並犯刑法故成為<u>刑法</u>之罪 (『漢文刑法総則講義案』第一編、16 頁) 「民事」および「民法」に関する書籍は、たとえば、

『民事訴訟法務文』 [日] 梶原仲治著 范迪吉等訳 上海 会文学社 1903 年 『民法財産物権』 [日] 梅謙次郎編著 樊樹勛編訳 東京 湖北法政編輯社 1905 年 『民事訴訟法論綱』 [日] 高木豐三著 陳與年訳 上海 商務印書館 1913 年 などがある。

近代法学関係の日本書翻訳について、陳(2019)によれば、何礼之訳『万法精理』から重訳した同名の中国語版(張相文訳)は上海文明書局より光緒 29(1903)年に出版された。また、1900年以前の留学生の多くは法政関係を勉強し、直接日本で出版された国際法の書物の翻訳を通して、こういった新語を中国へ伝えたことも大きな流れとなるという。例えば、岡本監輔『万国通典輯要』(1902)、渡辺千春・梁武公『現今中俄大勢論』(1903)、呉振麟『中立国法則』(1904)、中村進午・華開瓊『平時国際公法』(1905)、程樹德編輯『平時国際公法』(1906)、楊廷棟編訳『公法論綱』(1907)、有賀長雄・厳献章『戦時国際公法』(1908)、山国三良・李倬『国際私法』(1911)のような著書および訳著が中国に紹介されていた。さらに、陳(2023)では、鐘少華の研究に基づいて、日本人が編纂した辞典から直接翻訳したものが10冊あり、その中には法律に関連する辞書が5冊含まれると述べている。清水澄著『法律経済辞典』(張春濤、郭開文

訳、1905年)、三浦熙等著『漢訳新法律詞典』(徐用錫訳、1905年)、岸本辰雄編『法律経済辞解』(陳彦彬等訳、1907年)、田邊慶彌編『漢訳日本法律経済辞典』(王我藏訳、1909年)、清水鐵太郎著の『四大法典法律顧問』(劉積学等訳、1910年)が含まれている。さらに5冊は中国の編者が日本の辞書資料に基づいて編纂したものであり、これらの影響を受けた辞書の総数は15冊である。このうち、『法律経済辞典』(1905)には、

# 【刑事】ケイジ

刑事者。犯當科之刑法。及其他刑罰法規之事云。 (民法施行法第六條。第十五條。) 【民事】ミンジ

法律上所謂民事云者。對於刑事之語也。關於一私人相互間。或一私人與公共團體間私 權裁判之總稱。商事亦包含其中。

とある。意味解釈は全く日本語と同じである。このほか、「刑事訴訟法、刑事裁判所、民事裁判、民事原告人、民事担当人」といった複合語の見出し語も確認される。「刑法、民法、民法施行法」といった語もある。このことから見れば、「刑事」と「民事」はすでに中国に取り入れられていることが分かる。

# 4.2 英華字典における「刑事」と「民事」

「刑事」と「民事」が中国語に入ったもう一つのルートとして、英華字典における対訳が挙げられる。19世紀の英華字典には、「刑事」は見当たらなかった。すべて 20 世紀以降に登場したものである。例えば、

1908年の顔惠慶の『英華大字典』に「刑事」が計 4 回登場する。以下のように記載されている。

- ①Enacting, inflicting or incurring punishment for crime 行刑的,定罪的,刑罰的,刑事的,施刑的,犯法的,該受刑的,用作刑罰的
  - ②of parliament 刑事錄,
- ③A criminal court of jurisdiction during the reign of Henry VIII. and his successors (英史)星法院(倡於英王亨利第八時之民<u>刑事</u>法院)
- ④A section of the Court of King's Bench which takes cognizance of all criminal cases (英)刑法局,刑事部
- 一方、「民事」については、1847年-1948年の麦都思の『英華字典』に登場するものの、それは民法に関連している意味ではない。
- ⑤do not neglect the people's business <u>民事</u>不可緩 1908 年の顔惠慶の『英華字典』に「民事」は計 6 回登場する。以下⑥~⑪のように記載されている。
  - ⑥which is between the sovereign or state and a citizen 民事訴訟
  - ⑦as opposed to criminal 政治的,民事的(刑罪之対待)
  - ®Relating to a community or people 民事的

- ⑨Civil or political 民法的, 政治的, 民事的, 世俗的(與宗教対待)
- ⑩The chief judge of a court, especially in the Courts of Common Pleas and Queen's Bench 廉訪, 臬司, 按察司, 民事裁判官(英国上法院之裁判官)
- ①The Court of Session, the supreme civil court of Scotland 蘇革蘭高等<u>民事</u> 裁判所

周知のように、19世紀末ころ 20世紀初頭にかけて英和辞書の編集は格段に進み、漢語訳語をより充実させた新時代にふさわしい新名詞という洗練されたイメージが漂っている。よって、中国では英和辞書をモデルに英華辞典を編集することが一時のブームとなった。顔惠慶『英華大字典』が『新訳英和詞典』(神田乃武、三省堂、1902)から直接訳語を援用したと指摘されている 14。

## 4.3 辞書記述からみる「刑事」と「民事」の展開

「刑事法、刑事部、刑事事件、刑事裁判」といった「刑事」を含む複合語と、「民事裁判、民事事件、民事訴訟、民事原告人」といった「民事」を含む複合語が日本での展開を第3章で見た。これらの語彙の中国語における使用に関して、『辞源』(1915)<sup>15</sup>、『辞海』(1936)<sup>16</sup>と『辞海』(2020)<sup>17</sup>において「刑事」と「民事」、そして二語を含む複合語についての記述を調査し、辞書間の記述の差異について考察していく。

『辞源』(1915)によると、「刑事」とは「犯刑律及其他可科刑罰之法規之事也。対民事而言(日本語訳:刑法および他の刑罰を科寸法規に関する事項である。民事に対して言う)」という意味が確認される。一方、「民事」とは「法律上対於刑事之語。例如財產婚姻雇傭等事是也(日本語訳:法律上、刑事に対する語である。例えば、財産、結婚、雇用などの事項がそれである)」という意味であった。『辞海』(1936)によると、「刑事」とは「法律名詞、対民事而言。謂国家得以具体的行使刑罰権之事件也(日本語訳:法律用語であり、民事に対するものである。国家が具体的に刑罰権を行使できる案件を指す)という意味で確認された。一方、「民事」とは「法律名詞、対刑事言、指司法上之法律關係;即受民法或其他司法支配之事件也。如關於財產、婚姻、債権、契約、雇傭等事件皆是(日本語訳:法律用語であり、刑事に対して言う。司法上の法的関係を指す。つまり、民法や他の司法に管轄される事象を指す。例えば、財産、婚姻、債権、契約、雇用などに関する事象がそれである)」という意味であった。両辞典は共に、「刑事」と「民事」を対義語として扱われているが、『辞源』(1915)と比べて、『辞海』(1936)はより詳細な説明を提供している。

辞書における「刑事」と「民事」による複合語を調べ、表4に示す。

## 表4 『辞源』と『辞海』における「刑事」と「民事」による複合語

『辞源』(1915)	『辞海』(1936)	『辞海』(2020)

刑事	刑事訴訟法	刑事犯、刑事学、刑	刑事案件、刑事登記、刑事法律、刑事法
		事訴訟、刑事訴訟法	院、刑事古典学派、刑事和解程序、刑事
			警察、刑事拘留、刑事科学技術、刑事賠
			償、刑事人類学派、刑事社会学派、刑事
			審判庭、刑事訴訟、刑事訴訟法、刑事責
			任、刑事責任能力、刑事責任能力判定、
			刑事責任年齢、刑事偵査、刑事偵査学、
			刑事制裁
民事	民事訴訟法	民事訴訟、民事訴訟	民事案件、民事法律関係、民事法律関係
		法、民事調節處	客体、民事法律関係内容、民事法律関係
			主体、民事法律事実、民事法律行為、民
			事法律行為形式、民事紛糾、民事拘留、
			民事権利、民事権利能力、民事審判庭、
			民事訴訟、民事訴訟法、民事行為能力、
			民事行為能力判定、民事行為能力欠缺的
			行為、民事義務、民事責任、民事責任能
			カ

『辞源』(1915)と比べて、『辞海』(1936)には「刑事犯」「刑事学」「刑事訴訟」「民事訴訟」「民事調節處」などの複合語が収録されており、『辞海』(2020)に至っては、「刑事」を含む複合語が23個、「民事」を含む複合語が21個あることがわかる。これにより、中国における使用状況が広がっていることが示されている。

一方、現代において、中国の法律辞書『応用法律詞典』<sup>18</sup>を調査した。そこには、「刑事」を含む複合語が36語あり、「民事」を含む複合語が49語ある。複合語の定義が細分化されたことで、二語を含む複合語の割合が増えたと考えられる。

# 4.4 非述語形容詞としての使用

『現代漢語詞典 第7版』には「刑事」と「民事」は「属性を表す言葉」であると指摘されている。一方、これらは日本語の断定文の述語部に入るが、中国語の断定文の述語にはならない非述語形容詞である。中国語において、「刑事」と「民事」は多くは連体修飾語として名詞にかかることに使われている。『申報』は近代中国を代表する新聞であり、初期の使用状況が見られる。

- (14)第二號至第十號之証據物件及第六號証據書類、依<u>刑事訴訟法</u>第二百二條、還付各人。惟<u>刑事裁判費用</u>、依刑法第四十五七兩條、着被告二人擔承。 『申報』1891年
  - (15)第二年學科階級,法律學,註刑事訴訟法,民事訴訟法,法制史。『申報』1903年

用例(14)は殺人事件の裁判に関するものであり、証拠物品二番から十番および証拠書類六番は刑事訴訟法第二百二十条に基づいて各被告に返還されるべきである。ただ刑事裁判費用については、刑法第四十五七条に基づき、両被告が負担することが求められる。「刑事訴訟法」と「刑事裁判費用」の使用が見られる。用例(15)は「仕学館」のカリキュラムの二年目の状況であり、「刑事訴訟法」と「民事訴訟法」が並列して登場した。

- (16) 梁總長、於十八日、提出辭職書、旋命總務廳第四科、傳知參事室總務廳<u>民事刑事</u> 監獄三司各員、於十九日午后二時、在監獄後身玻璃廳開談話會。 『申報』1914 年
- (17) 赛沛君議定、交保辦法四條、於昨日會同出示布告、張貼通衢。其示論及章程照錄如下、爲示論事、照得本公堂受理華洋<u>民事訴訟</u>、向係於飭傳到案後、隨時訊理從無積壓之弊。 『申報』1914 年

用例(16)は「梁総長辞職後の話し合い」と題された報道であり、梁総長が十八日に辞表を提出し、続いて総務庁第四科に通知し、参事室と総務庁民事、刑事、刑務の三司のメンバーに、十九日の午後二時に刑務所の裏にあるガラスのホールで会議を開くことを通知した。ここでは「民事」と「刑事」が並列して使用され、後ろの名詞を修飾している。用例(17)は「法公堂新設の交保規定」と題された報道であり、フランス副領事のサイペ氏と協議し、保釈に関する四つの措置を確定した。昨日、公告を掲示し、街中に張り出した。この法廷は国内外の民事訴訟案件を受け付け、案件は一旦提出されたらすぐに処理され、積み重なることはなく、それが概要と規定の記録である。ここで「民事訴訟」の複合語として使われている。

中国語における非述語形容詞として現代的な使用状況を検証するために、北大語料庫 CCLで「刑事」と「民事」の現代の用法を調査した。その結果、「刑事」は主に「刑事責任」「刑事処罰」「刑事訴訟法」「刑事司法政策」「刑事立法政策」などの形で使われている。「民事」は主に「民事責任」「民事訴訟」「民事賠償」「民事案件」「民事行為能力」などの形で使われている。たとえば、

(18)侵犯他人著作権者将依法承担的法律責任,一是<u>民事賠償</u>,二是行政処罰,三是情 節厳重的将追究刑事責任。 人民日報 1998 年

日本語訳:他人の著作権を侵害する者は、法律上負うべき責任がある。それは、一、 民事上の損害賠償、二、行政処分、三、重大な事情においては刑事責任が問われること である。

(19) 依照法律規定,労働教养不是<u>刑事処罰</u>,而是為維護社会治安,預防和減少犯罪, 対軽微違法犯罪人員実行的一種強制性教育改造的行政措施。 人民日報 2000 年

日本語訳:法律によれば、労働教養は刑事処罰ではなく、社会の安全を維持し、犯罪を予防・減少させるために、軽微な違法行為者に対して行われる強制的な教育・改善の行政措置である。

(20) 法律是否追究第三者的責任呢?這涉及两个方面的問題:一是<u>刑事責任</u>;二是<u>民事</u>責任。 人民日報 2000 年

日本語訳:法律は第三者の責任を問われるのか?これには二つの側面が関わる。一つは刑事責任であり、もう一つは民事責任である。

ここで、複合語の概念が細分化されたことにより、二語を含む複合語の割合が増加し、二 語の単独使用の割合が減少すると思われる。

よって、1903 年頃以降、「刑事」と「民事」という二語は単独で使われることはあるが、非常に少なくなった。基本的には複合語として使用されることがわかった。また、「刑事」と「民事」のような対義によるペアの語彙の要請によって西洋語の語彙体系を反映したものと見なすことができるし、日本語経由という事実も認識しておかなければならない<sup>19</sup>ことが明らかにした。

#### 5. まとめ

「刑事」と「民事」の語は、それぞれ中国古典に登場し、19世紀には日本で新しい概念として使用された「転用語」である。『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』(2007)によれば、「刑事」は1873年に初出し、「民事」は1876年に初出したが、いずれも『日国』の初出例よりも年代が早い。しかし、筆者の調査では、「刑事」と「民事」の初出はどちらも1872年である。この二語は1883年に司法省の『法律語彙初稿』にも用いられた。『法律語彙初稿』の登場に伴い、「刑事」と「民事」の使用が著しく増加した。

「刑事」と「民事」について、四つの段階で上昇が確認された。特に 1912 年の使用例が急増し、最も多いことに注目すべきである。自治館の『帝国法典』、鍾美堂編輯部の『現行日本六法』などの登場につれ、1912 年に両語の使用が最高潮に達した。「刑事」を含む複合語として、「刑事裁判所」と「刑事訴訟」はより早く登場した。そして、複合語の概念が細分化されたことにより、「刑事」の単独使用の割合が減少することがわかった。一方、「民事」を含む複合語として、「民事訴訟」、「民事原告人」と「民事裁判所」はより早く登場した。そして、「民事」を含む複合語は同じく概念が細分化されたことにより、増加し続け、「民事」の単独使用の割合が減少していった。つまり、「刑事」を含む複合語と「民事」を含む複合語は拡大の傾向となった。「刑事訴訟法」と「民事訴訟法」が最も頻繁に使用されている。「刑事」と「民事」は対義によるペアとしての新概念であることを確認した。

中国では、「刑事」と「民事」が中国語に入った二つのルートとして、日本からの翻訳書と英華字典が挙げられる。それも日本と同じように徐々に複合語の増加が著しくなる。それによって、1903年頃以降、「刑事」と「民事」という語は単独での使用は稀になり、基本的には複合語として使用されることが明らかになった。中国語における「刑事」と「民事」という新概念が、中国語の断定文では述語にはならないという性格を持つようになった。

一方、法律用語の転用について論じたが、日本語の中で、特に漢文の実例が不足している。今後、翻訳概念として用いる前の使用状況をさらに調査する予定である。

# 【注】

- 1)何九盈,王寧,董琨主編;商務印書館編輯部編(2015)『辞源』商務印書館。
- 2)羅竹風(1986)『漢語大辞典』上海辞書出版社。
- 3) 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編(2016) 『現代漢語詞典 第7版』商務印書館。
- 4) これは中国哲学書電子化計劃を調査した結果である。そして、『朱子語類』訳注について、近年来、刊行した『「朱子語類」訳注 巻一~三』(垣内景子・恩田裕正編、溝口雄三・小島毅監修、汲古書院、2007年)、「朱子語類」訳注 巻十~十一』(興膳宏・木津祐子・斎藤希史訳注、2009年)、『朱子語類外任篇訳註』(田中謙二、汲古選書 14:汲古書院、1994年)、『「朱子語類」抄』(三浦國雄訳注、講談社学術文庫、2008年)、『朱子学大系 第6巻 朱子語類』(明徳出版社、1981年)には、巻第一百七の訳注はどちらも記載されていなかった。また、『大漢和辞典』にもこの用例が記載されていないため、この用例の成立をさらに確認する予定である。
- 5) 松井栄一・木村晟編「漢語辞書四種総合索引」(『明治期漢語辞書大系・別巻 3』大空社 平成9年)で調べた結果である。
- 6) 久米邦武(1878) 『特命全権大使米欧回覧実記 第2篇 英吉利国ノ部』博聞社。
- 7) 孟徳斯鳩著、何礼之訳、明治九年一月刻成、何氏藏版。
- 8) NDL Ngram Viewer https://lab.ndl.go.jp/ngramviewer/o
- 9)「国立公文書館 アジア歴史資料センター」による。
- 10)渡部万蔵(1926)『法律辞書』法律辞書刊行会。
- 11) 勝本正晃著(1936) 『債権総論 中巻之2』 巖松堂。
- 12) 譚汝謙(1981) 『日本訳中国書綜合目録』中文大学出版社。
- 13) 田雁(2015)の『漢訳日文図書総書目』社会科学文献出版社。
- 14) 陳力衛(2019) 『近代知の翻訳と伝播: 漢語を媒介に』の 274 頁参照。
- 15) 陸爾奎(1915) 『辞源』 商務印書館。
- 16) 舒新城(1936) 『辞海』中華書局。
- 17) 辞海編輯委員会編纂(2020)『辞海 第7版』上海辞書出版社。
- 18) 浦法仁(2015) 『応用法律詞典』社会科学文献出版社。
- 19) 陳(2019) によれば、日本語の「国営、男性」は述語になれるが、中国語ではなれない、ただ連体修飾語として名詞にかかるだけである、中国語におけるこの類の語の増加も日本語新語の増加と歩調をあわせている。(略)このような新語の誕生は、とくに対義・類義によるペアの語彙の要請によって西洋語の語彙体系を反映したものと見なすことができるし、日本語経由という事実も認識しておかなければならない。

#### 参考文献

田雁(2015)の『漢訳日文図書総書目』社会科学文献出版社

譚汝謙(1981)『日本訳中国書綜合目録』中文大学出版社

陳力衛(2019)『近代知の翻訳と伝播:漢語を媒介に』三省堂

陳力衛(2023) 「通過翻訳,接軌世界中国第一本百科辞典的誕生」『南方学術』2023年第2期4月

## データベース

NDL Ngram Viewer

北大語料庫 CCL

国立国会図書館デジタルコレクション

申報データベース(1872-1949)

中央研究院近代史研究所・英華字典データベース

中国哲学書電子化計劃

中納言・日本語歴史コーパス

東京大学史料編纂所データベース